

VICTORIA SELFESTE規約類 申入れ・要請一覧

1. VICTORIA SELFESTE利用規約

	規約	消費者機構日本からの「申入れ・要請」		VICTORIA側からの回答
		申入れ・要請の趣旨	申入れ・要請の理由	
申入れ事項①	第8条(利用料) (1) 会員は本施設を利用する場合、当社が定める利用料を支払うものとします。 (2) 支払済みの利用料については、一切返金いたしません。	第8条2項 利用規約第8条2項の削除を求めます。	利用規約については、準委任契約に該当するところ、準委任契約においては準委任者は原則としていつでも任意に契約を解除することが認められています(民法656条、651条1項)。 会員は消費者であることから、貴社と会員との契約については消費者契約法が適用になります。 そして、消費者契約法においては、消費者契約を解除した場合に当該消費者契約の解除に伴う損害賠償予定額又は違約金の定めは、それらの合算額について「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」部分は無効と定められております(消費者契約法第9条1号)。 ところが、貴社の利用規約においては「支払済みの利用料については、一切返金いたしません。」との記載があり、退会の時期にかかわらず、一切返還がない旨定められています。しかし、契約後比較的早期であれば、会員が退会したとしても、残余の期間の利用料全額に及ぶほどの平均的損害が貴社に生ずることはありません。 よって、本条項は、平均的損害を超えた損害賠償の予定または違約金の定めであり、消費者契約法第9条1号に該当する不当条項と考えますので、削除を求めます。	利用規約第8条2項を下記のとおり修正します。 (2) 当社は、以下の場合を除き、会員から受領した利用料の返還は行わないものとします。 ① 当社に債務不履行等の帰責自由がある場合 ② 不可効力により本施設の利用ができない場合
申入れ事項②	第10条(体験利用) (1) 体験利用者は、当社所定の手続きを行い、当社が承認した場合、本施設を利用することができるものとします。 (2) 体験利用者は、別途当社が定める体験利用料金を当社に支払うものとします。当社は、当社に債務不履行等の帰責事由がある場合を除き、体験利用者から受領した体験利用料金の返還を行わないものとします。	第10条2項第2文 利用規約第10条2項第2文(下線部分)の削除を求めます。	民法536条1項は当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付の履行を拒むことができることと規定しています。天災地変等、貴社に帰責事由がない場合に、債務を履行することができなくなったときには、民法536条1項によれば、利用者は反対給付の履行を拒むことができるとされていることから、支払義務を負いません。貴社が体験利用の役務を提供できない場合に、消費者は体験利用契約を債務不履行により解除することができます。消費者が解除した場合に、既払金(支払った利用料金)があるのであれば、消費者は既払金の返還を求めることができます。 本条項は貴社に債務不履行等の帰責事由がある場合を除き、体験利用料金の返還を行わない旨規定しており、消費者の返還請求権を制限するものであり、消費者契約法10条の第一要件を満たします。また、利用者は体験利用ができなかったにも関わらず、一切返還が受けられないことから、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項に該当するため、消費者契約法10条の第二要件を満たします。 よって、本条項は消費者契約法10条に抵触することから削除を求めます。	第10条(体験利用)を下記のとおり修正します。 (1) 体験利用者は、当社所定の手続きを行い、当社が承認した場合、本施設を利用することができるものとします。 (2) 体験利用者は、別途当社が定める体験利用料金を当社に支払うものとします。
申入れ事項③	第11条(ビジー利用) 次の各号のいずれかにあてはまる方は、当社所定の手続きを行い、当社が承認した場合、ビジー利用を行うことができます。 (1) 前条に定める体験利用を過去に行ったことのある方 (2) 会員が、会員プランごとに定める利用可能時間外に利用する場合 (3) 過去に会員だった方 当社は、当社に債務不履行等の帰責事由がある場合を除き、ビジー利用者より受領した利用料金の返還を行わないものとします。	11条第2文 利用規約11条第2文(下線部分)の削除を求めます。	利用規約第10条2項第2文と同じ。	第11条(ビジー利用)を下記のとおり修正します。 次の各号のいずれかにあてはまる方は、当社所定の手続きを行い、当社が承認した場合、ビジー利用を行うことができます。 (1) 前条に定める体験利用を過去に行ったことのある方 (2) 会員が、会員プランごとに定める利用可能時間外に利用する場合 (3) 過去に会員だった方
申入れ事項④	第13条(利用者の責任) (1) 会員は、本施設の利用を会員自らの責任において行なうものとします。会員は、自身の行為の結果について一切の責任を負い、行為の結果生じた損害(弁護士費用など一切の費用を含む)を負担するものとします。 (2) 会員は、本施設の利用を通じて当社または第三者(他の会員を含む)に損害を与えた場合には、会員自らの責任と費用負担において、その損害を賠償しなければならないものとします。 (3) 会員は、自己のID・パスワードまたはバーコードの管理について一切の責任を負うものとし、第三者が会員の許可や知見なくこれらを使用することにより本施設が利用された場合でも、会員自らが当該利用を行ったものとみなされ、それにより生じる責任を会員は負うものとします。	第13条1項第2文 利用規約第13条1項第2文(下線部分)の削除を求めます。	本条項は会員に、自身の行為の結果について一切の責任及び行為の結果生じた損害を負担させる条項です。仮に貴社に不法行為や債務不履行責任が認められるのであれば、これらによって生じた損害を貴社は賠償しなければなりません。本条項があることによって、貴社は免責されることとなります。 よって、本条項は消費者契約法8条1項1号又は3号に抵触することから削除を求めます。	第13条(利用者の責任)を下記のとおり修正します。 (1) 会員は、本施設の利用を自己の責任で行うものとし、会員自身の行為に関連する一切の責任および当該行為によって生じた損害について負担するものとします。ただし、当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合には、当社がその損害に関する全責任を負うものとし、当社の過失(重大な過失を除く)により損害が生じた場合には、直接かつ現実生じた通常の損害(逸失利益・間接利益を除く)に限り2か月分の利用料を上限として当社が責任を負うものとします。 (2) 会員は、本施設の利用により当社または第三者(他の会員を含む)に損害を与えた場合、会員自身の責任と費用負担において、その損害を賠償するものとします。 (3) 会員は、自己のID・パスワードまたはバーコードの管理について全面的責任を負うものとし、第三者が会員の許可や知見なくこれらを使用し本施設を利用した場合でも、会員自身が当該利用を行ったものとみなされ、それによって生じる責任を会員は負うものとします。
申入れ事項⑤	第22条(免責) (1) 会員及び体験会員は、本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、当社は、本施設内で発生した盗難・傷害その他の事故について当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。 (2) 会員が本施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、お肌に関わらない時は、使用を中止して下さい。 (3) 会員同士の間で生じた事件・トラブルについて、当社は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。 (4) 会員及び体験会員は、当店が使用、販売するクリームや美容液等、また飲食において、自らの責任において使用するものとし、一切の賠償責任を負わないものとします。 (5) 会員は規約順守いただくものとし、規約に違反した行為があった場合、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。	第22条1項 利用規約第22条1項の削除を求めます。	本条項は貴社が軽過失の場合について損害賠償の全部の免責を規定する条項です。 本条項は消費者契約法8条1項1号又は3号に抵触することから削除を求めます。	第22条(免責)を下記のとおり修正します。 1. 当社は次の各号について、当社の過失により発生した損害のうち直接かつ現実生じた通常の損害(逸失利益・間接利益を除く)に限り、2か月分の利用料を上限として責任を負うものとします。ただし、当社の故意、または重過失により発生した損害についてはその限りではありません。 (1) 本施設内での盗難等の事故 (2) 会員同士のトラブル (3) 第20条(休業日)に本施設の利用ができないことによる損害 (4) 当社が使用、販売するクリーム、美容液および飲食物が体にあわない場合に発生した損害 (5) 会員が本規約および個別規定等を遵守しなかったことにより発生した損害 (6) 前各号に類する損害等 2. 会員及び体験会員は、本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとします。
申入れ事項⑥	第22条(免責) (1) 会員及び体験会員は、本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、当社は、本施設内で発生した盗難・傷害その他の事故について当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。 (2) 会員が本施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、お肌に関わらない時は、使用を中止して下さい。 (3) 会員同士の間で生じた事件・トラブルについて、当社は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。 (4) 会員及び体験会員は、当店が使用、販売するクリームや美容液等、また飲食において、自らの責任において使用するものとし、一切の賠償責任を負わないものとします。 (5) 会員は規約順守いただくものとし、規約に違反した行為があった場合、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。	第22条4項 利用規約第22条4項の削除を求めます。	本条項は貴社の損害賠償の全部の免責を規定する条項です。会員及び体験会員の損害の発生につき、貴社に不法行為あるいは債務不履行が認められれば、貴社は損害賠償責任を負うこととなります。 よって、本条項は消費者契約法8条1項1号又は3号に抵触することから削除を求めます。	
申入れ事項⑦	第23条(会員の損害賠償責任) 会員及び体験会員は本施設の利用中、会員の故意または過失により当社・他の会員・第三者に損害を与えたときは、その会員及び体験会員が当該損害に関する責任を負うものとします。	第23条 利用規約第23条の削除を求めます。	本条項は会員の故意過失による損害の発生が貴社の故意過失に基づく場合でも貴社の損害賠償の全部の免責を規定する条項です。 よって、本条項は消費者契約法8条1項1号又は3号に抵触することから削除を求めます。	第23条(会員の損害賠償責任)を下記のとおり修正します。 会員および体験会員は、本施設の利用中において、会員自身の故意または過失により当社、他の会員、または第三者に損害を与えた場合、当該会員および体験会員はその損害に関する責任を負うものとします。
要請事項①	第28条(諸規程の改定) 当社は、本利用規約・その他の本施設の運営及び管理に関して、改定を行うことができます。この場合において、改定の通知は、1カ月前までに当社HP等により会員に対して告知するものとします。その適用は改定後のすべての会員を対象とします。	第28条 規約・個別規定等が改定された場合に、合理的な周知期間を設けると共に、契約の解除及び返金を認めるよう要請します。	規約の改定の通知は1ヶ月前までに貴社HP等により告知するものとされていますが、退会手続の期限は退会希望月の前月15日であり、仮に改定に同意しない場合には会員において退会を行う必要があるため、改定の告知は退会手続の期限を考慮した周知期間を設けるべきと考えます。	第28条(諸規程の改定)を下記のとおり修正します。 当社は、本利用規約・その他の本施設の運営及び管理に関して、改定を行うことができます。この場合において、改定の通知は、2カ月前までに当社HP等により会員に対して告知するものとします。その適用は改定後のすべての会員を対象とします。
要請事項	第14条(休会・退会) 休会・退会をしようとする会員は、店舗に来店のうえ、別途当社が指定する休会・退会手続を行うものとします。 ① 休会・退会をしようとする会員は、希望月の前月15日までに店頭に来店のうえ、手続を行うものとします。また、休会日・退会日は希望月の末日とします。 ・退会・休会届提出日: 毎月15日まで ・プラン満了日: 翌月末日 (例: 4月15日までに退会・休会届提出、5月末満了) (例: 4月16日～5月15日に退会・休会届提出、6月末満了) ② 休会・退会をしようとする会員は、当社が定める期間(契約プラン・キャンペーンプランに準ずる)を満了した上で、手続を行うものとします。満了に満たない場合は、違約金(22,000円税込)を支払わなければならないものとします。	第14条 最低利用期間の経過に伴った違約金の規定とすることを要請します。	最低利用期間が4か月(初月を除いた3か月)とのことですが、当該最低利用期間満了に満たない場合に、解約の時期によっては貴社の損害が少額ですむ場合もあり、最低利用期間の長短にかかわらず、一律に22,000円の違約金の支払いを求めることは、消費者契約法第9条第1号に抵触するおそれがあります。	第14条(休会・退会) 下記のとおり修正します。 休会・退会をしようとする会員は、店舗に来店のうえ、別途当社が指定する休会・退会手続を行うものとします。 (1) 休会・退会をしようとする会員は、希望月の前月15日までに店頭に来店のうえ、手続を行うものとします。また、休会日・退会日は希望月の末日とします。 ・退会・休会届提出日: 毎月15日まで ・プラン満了日: 翌月末日 (2) 休会・退会をしようとする会員は、当社が定める期間(契約プラン・キャンペーンプランに準ずる)を満了した上で、手続を行うものとします。満了に満たない場合は、以下の違約金が必要となります。 ・契約日から翌月15日まで22,000円(税込) ・契約日の翌月16日から翌々月15日まで11,000円(税込)

2. VICTORIA SELFESTEマシンレンタル利用規約

	規約	消費者機構日本からの「申入れ・要請」		VICTORIA側からの回答
		申入れ・要請の趣旨	申入れ・要請の理由	
申入れ事項⑧	<p>第2条 レンタル料等について</p> <p>1. 乙は、甲に対し、本件対象機械一式につき、レンタル料として、規定の月額費(27, 280 円税込)を支払うものとします。</p> <p>2. 乙は、甲の施設を甲のプレミアムオールデイ80 のメンバーとして無料で利用することができます。ただし、施設の利用が困難な場合であっても、前項のレンタル料については減額返金等を行いません。</p> <p>3. 甲は、乙に対し、乙がマシンレンタルを解約したときであっても、事由の如何を問わず、本条第1項を返金しないものとします。</p> <p>4. 乙は、甲にし、本条第1項のほか、マシンレンタル申込時に、本件機械一式の送料として、金 5, 500 円(税込)を支払うものとします。</p> <p>5. 乙の都合により交換を行う場合には、本件機械一式の交換手数料として金11, 000 円(税込)を、送料として対象機種が第1条第1項(1)の場合は金5500円(消費税込)を、乙は甲に対し支払うものとします。また、事由の如何を問わず、本件機械一式が返送された場合のほか、新たな送料や保管料等の付帯費用が発生する場合には、その実費を乙は甲に支払うものとします。</p> <p>6. 乙は、本条第4項の対象機種及び本条第5項の変更後の対象機種の発送時に使用された梱包材について、保管するものとします。</p> <p>7. 乙は、甲に対し、対象機種の入荷待ちの場合等において、予約金として11, 000 円(税込)を支払っていただくことがあります。予約金はマシンレンタル開始時に乙が支払う初回費用から差し引きをします。なお、乙が予約をキャンセルした場合であっても、予約金の減額・返金等を行いません。</p>	<p>第2条3項 マシンレンタル利用規約第2条3項の削除を求めます。</p>	<p>本条項は会員がマシンレンタルを解約したときであっても一切の返金がない旨定める条項です。解約の時期によっては、残余の期間の利用料全額に及ぶほどの平均的損害が貴社に生じることはありません。</p> <p>よって、本条項は消費者契約法9条1号に抵触することから削除を求めます。</p> <p>また、本条項について、マシンレンタルに関する貴社の債務不履行に基づき解約した場合に、貴社の損害賠償責任を免責する条項であると解すると、本条項は消費者契約法8条1項1号、3号に抵触することから削除を求めます。</p>	<p>第2条 レンタル料等について 下記のとおり3項を修正し、7項を削除します。</p> <p>1. 乙は、甲に対し、本件対象機械一式につき、レンタル料として、規定の月額費を支払うものとします。</p> <p>2. 乙は、甲の施設を甲のプレミアムオールデイ80 のメンバーとして無料で利用することができます。ただし、施設の利用が困難な場合であっても、前項のレンタル料については減額返金等を行いません。</p> <p>3. 甲は、甲に債務不履行等の帰責事由がある場合または不可抗力により本件対象機械一式が利用できない場合を除き、乙から受領した利用料の返還は行わないものとします。</p> <p>4. 乙は、甲に対し、本条第1項のほか、マシンレンタル申込時に、本件機械一式の送料として、実費を支払うものとします。</p> <p>5. 乙の都合により交換を行う場合には、本件機械一式の交換手数料として金11,000円(税込)を、送料として実費を、乙は甲に対し支払うものとします。また、事由の如何を問わず、本件機械一式が返送された場合のほか、新たな送料や保管料等の付帯費用が発生する場合には、その実費を乙は甲に支払うものとします。</p> <p>6. 乙は、本条第4項の対象機種及び本条第5項の変更後の対象機種の発送時に使用された梱包材について、保管するものとします。</p>
申入れ事項⑨	<p>第2条 レンタル料等について</p> <p>1. 乙は、甲に対し、本件対象機械一式につき、レンタル料として、規定の月額費(27, 280 円税込)を支払うものとします。</p> <p>2. 乙は、甲の施設を甲のプレミアムオールデイ80 のメンバーとして無料で利用することができます。ただし、施設の利用が困難な場合であっても、前項のレンタル料については減額返金等を行いません。</p> <p>3. 甲は、乙に対し、乙がマシンレンタルを解約したときであっても、事由の如何を問わず、本条第1項を返金しないものとします。</p> <p>4. 乙は、甲にし、本条第1項のほか、マシンレンタル申込時に、本件機械一式の送料として、金 5, 500 円(税込)を支払うものとします。</p> <p>5. 乙の都合により交換を行う場合には、本件機械一式の交換手数料として金11, 000 円(税込)を、送料として対象機種が第1条第1項(1)の場合は金5500円(消費税込)を、乙は甲に対し支払うものとします。また、事由の如何を問わず、本件機械一式が返送された場合のほか、新たな送料や保管料等の付帯費用が発生する場合には、その実費を乙は甲に支払うものとします。</p> <p>6. 乙は、本条第4項の対象機種及び本条第5項の変更後の対象機種の発送時に使用された梱包材について、保管するものとします。</p> <p>7. 乙は、甲に対し、対象機種の入荷待ちの場合等において、予約金として11, 000 円(税込)を支払っていただくことがあります。予約金はマシンレンタル開始時に乙が支払う初回費用から差し引きをします。なお、乙が予約をキャンセルした場合であっても、予約金の減額・返金等を行いません。</p>	<p>第2条7項なお書き マシンレンタル利用規約第2条7項なお書き(下線部分)の削除を求めます。</p>	<p>本条項は予約をキャンセルした場合でも予約金の返金を行わない旨の規定です。キャンセルの時期によっては、予約金全額に及ぶほどの平均的損害が貴社に生じることはありません。</p> <p>よって、本条項は消費者契約法9条1号に抵触することから削除を求めます。</p>	
申入れ事項⑩	<p>第3条 期間について</p> <p>1. マシンレンタルは、甲が、乙からマシンレンタル申込書を受領した日から1週間が過ぎた日から効力を生じます。</p> <p>2. 乙は、前項の効力発生日から申込月後からの4ヶ月が過ぎるまで(1月中の申込みの場合は5月末まで継続期間)は、本規約第9条第2項および同条第3項に規定するマシンレンタルの中途解約を行うことができないものとします。ただし、乙が諸事情により退会申請される場合は、違約金として入会金事務手 55, 000 円(税込)をお支払いいただいた上、所定の手続きをして退会手続き完了となります。入会時に入会金事務手数料55, 000 円(税込)をお支払いいただいた方は、入会日の翌日以降にマシンレンタルの中途解約手続きが可能となります。</p>	<p>第3条2項 マシンレンタル利用規約第3条2項の削除を求めます。</p>	<p>本条項は中途解約の制限規定です。</p> <p>マシンレンタル契約については、準委任契約に該当するところ、準委任契約においては準委任者は原則としていつでも任意に契約を解除することが認められています(民法656条、651条1項)。</p> <p>そして、消費者契約法においては、「消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しな規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって(第一要件)、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの(第二要件)は、無効とする。」と定められております(消費者契約法10条)。</p> <p>本条項の中途解約の制限は民法に比して会員の中途解約権を制限するものであり、消費者契約法10条の第一要件を満たします。また、会員はマシンレンタルの必要がないにもかかわらず、中途解約ができないため、この期間の利用料を支払わなければならないことになり、これは消費者の利益を一方的に害するといえ、消費者契約法10条の第二要件を満たします。</p> <p>よって、本条項は消費者契約法10条に抵触することから削除を求めます。</p> <p>また、入会金事務手数料55, 000円は実質的には解除に伴う違約金として機能しており、これは平均的損害を超えるものと解され、消費者契約法9条1号に抵触するため削除を求めます。</p>	<p>第3条 期間について第2項を削除します。</p>
申入れ事項⑪	<p>第4条 使用方法の遵守等について</p> <p>1. 乙は、甲が指定する本件機械一式の使用方法を遵守するものとします。</p> <p>2. 乙は、本件機械一式について、以下の行為をしてはなりません。</p> <p>(1)本件機械一式について、店舗でのレクチャー、動画等によるレクチャー等を受けずに利用すること。</p> <p>(2)本件機械を甲が指定するクリーム、ジェル等以外のものを利用して使用する行為。</p> <p>(3)本件機械一式に新たに装置、部品、付属品などを付着させること。</p> <p>(4)本件機械一式に既に付着しているものを取り外すこと。</p> <p>(5)本件機械一式の性能若しくは機能の変更又は改造をすること。</p> <p>(6)本件機械を18歳未満の者に使用させること。未成年の方はマシン利用同意書(未成年)が必要となります。</p> <p>(7)本件機械を子どもの手の届く場所で保管し、または利用する行為。</p> <p>3. 乙が、本条第1項及び第2項に反した使用方法によって本件機械一式を破損したときは、乙は、甲にし、これにより生じた一切の損害(直接損害のみならず間接損害のほか、弁護士費用等を含む。)を賠償するものとします。</p> <p>4. 甲は、乙が本件機械一式を使用したことにより乙および第三者に生じた損害について、これを賠償する責任を負わないものとします。</p> <p>5. 乙は、甲の書面による事前の同意がない限り、本件機械一式を第三者に対し、渡、転貸、移転、担保設定その他の分をすることは認められません(以下「不正利用」といいます。)</p>	<p>第4条3項 マシンレンタル利用規約第4条3項の削除を求めます。</p>	<p>本条項は賠償の範囲を規定するものです。</p> <p>本来、賠償責任は予見できる範囲についてしか生じません。それにもかかわらず、間接損害、弁護士費用まで賠償の範囲とすることは、消費者の義務を加重する条項に該当し、消費者契約法10条第一要件を満たします。また、賠償の範囲が拡大されることによって会員は間接損害まで賠償責任を負うこととなり、損害賠償額が過大になることから、消費者の利益を一方的に害するものであるといえ、消費者契約法10条第二要件を満たします。</p> <p>よって、本条項は消費者契約法10条に抵触するため削除を求めます。</p>	<p>第4条 使用方法の遵守について 下変更案のとおり修正します。</p> <p>3. 乙が、本条第1項及び第3項に反した使用方法によって本件機械一式を破損したときは、乙は、甲にし、これにより生じた一切の損害を賠償するものとします。</p>
申入れ事項⑫	<p>第4条 使用方法の遵守等について</p> <p>1. 乙は、甲が指定する本件機械一式の使用方法を遵守するものとします。</p> <p>2. 乙は、本件機械一式について、以下の行為をしてはなりません。</p> <p>(1)本件機械一式について、店舗でのレクチャー、動画等によるレクチャー等を受けずに利用すること。</p> <p>(2)本件機械を甲が指定するクリーム、ジェル等以外のものを利用して使用する行為。</p> <p>(3)本件機械一式に新たに装置、部品、付属品などを付着させること。</p> <p>(4)本件機械一式に既に付着しているものを取り外すこと。</p> <p>(5)本件機械一式の性能若しくは機能の変更又は改造をすること。</p> <p>(6)本件機械を18歳未満の者に使用させること。未成年の方はマシン利用同意書(未成年)が必要となります。</p> <p>(7)本件機械を子どもの手の届く場所で保管し、または利用する行為。</p> <p>3. 乙が、本条第1項及び第2項に反した使用方法によって本件機械一式を破損したときは、乙は、甲にし、これにより生じた一切の損害(直接損害のみならず間接損害のほか、弁護士費用等を含む。)を賠償するものとします。</p> <p>4. 甲は、乙が本件機械一式を使用したことにより乙および第三者に生じた損害について、これを賠償する責任を負わないものとします。</p> <p>5. 乙は、甲の書面による事前の同意がない限り、本件機械一式を第三者に対し、渡、転貸、移転、担保設定その他の分をすることは認められません(以下「不正利用」といいます。)</p>	<p>第4条4項 マシンレンタル利用規約第4条4項の削除を求めます。</p>	<p>本条項は会員の故意過失による損害の発生が貴社の故意過失に基づく場合でも貴社の損害賠償の全部の免責を規定する条項です。</p> <p>よって、本条項は消費者契約法8条1項1号又は3号に抵触することから削除を求めます。</p>	<p>第4条 使用方法の遵守について、第4項を削除します。</p>

申入れ事項⑬	第7条 禁止事項等について 1. 乙は、本件機械一式を第三者に使用させてはならないものとします。 2. 乙は、本件機械一式の所有権を第三者に移転し、あるいは本件機械一式の管理保全等を第三者に委託してはならないこととします。 3. 乙は、本件機械一式を商業用の為に使用してはならないものとします。 4. 乙が、前各項に反したときは、甲は、乙にし、本件機械一式を甲が定める金額(275万)で買い取らせることができるものとします。	第7条4項 マシンレンタル利用規約第7条4項の削除を求めます。	本条項は、禁止事項違反が認められた場合に、貴社が本件機械一式を会員に買い取らせることができる旨の規定です。禁止事項違反について一律に、本件機械を275万円で買い取らせることができることは、会員に買取の義務を課すものであり、消費者の義務を加重しているといえることから、消費者契約法10条第一要件を満たします。また、これにより、会員は275万円もの高額な支払いを行わなければならない、消費者の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法10条第二要件を満たします。 よって、本条項は消費者契約法10条に抵触するため削除を求めます。	第7条 禁止事項等について、4項を下記のとおり修正します。 4. 乙が、3項に反し機械一式を商業用に使用した場合、甲は、乙に対し、甲が定める機械の時価もしくは帳簿価格のいずれか高いほうで買い取らせることができるものとします。
申入れ事項⑭	第9条 解約・解除について 1. 甲は、乙が本規約の各条項に該当したときは、直ちにマシンレンタルを解除と損害賠償を請求することができるものとします。 (1)乙が本規約の各条項に違反したとき (2)乙が返品を繰り返したり、クレームを繰り返したりするなど不適と判断した場合 (3)利用料金の支払いを怠ったとき (4)本件機械1式についての利用方法を守らない場合 2.乙が前項に定める本件一式の返還を遅延した場合には、甲は本物件を自ら引き上げることができるものとします。乙はかかる引き上げに際して、甲又は甲が委託した者が乙の土地建物に立ち入ることをあらかじめ承諾するものとします。なお、甲が本件機械一式の引き上げに要した費用は乙の負担とします。 3.乙は、甲に対し、別途当社が指定する解約手続きをもってマシンレンタルを中途解約することができます。なお、乙は、中途解約した場合であっても、マシンレンタルの満了日までに於ける本件機械一式のレンタル料の支払い義務を免れるものではありません。 (解約届提出日:毎月15日まで) (マシンレンタル満了日:翌月末日) (例:4月15日までに解約届提出、5月未満了) (例:4月16日～5月15日に解約届提出、6月未満了) 4. 前項の解約は、甲が、乙に対し、乙からのメールによる解約に関する問い合わせに基づき送付するマシンレンタル解約届によって行うものとします。マシンレンタル解約届が甲に到着してから前項に基づいてマシンレンタル終了となります。	第9条3項 マシンレンタル利用規約第9条3項のうち、下線部分の削除を求めます。	マシンレンタル満了日までのレンタル料の支払いは実質的には解除に伴う違約金として機能しており、これは平均的損害を超えるものと解され、消費者契約法9条1号に抵触するため削除を求めます。	第9条 解約・解除について、3項を下記のとおり修正します。 3.乙は、甲に対し、マシンレンタル満了予定日の前月15日までに当社が指定する解約届を提出することにより中途解約することができる。ただし、以下の条件を満たす場合は、乙は、甲に、以下の解約手数料を支払う。(1)(2)双方満たす場合は、いずれか低い額) (1)キャンペーン等で、入会事務手数料を納付していない場合 55,000円 (2)マシンレンタル満了日が申込月後からの4ヶ月経過していない場合 月額利用料に未経過月数をかけた金額 ・解約届提出日:毎月15日まで ・マシンレンタル満了日:翌月末日
申入れ事項⑮	第10条 違約金及び損害賠償について 1. 乙が本規約の各条項に反したことにより、甲及び第三者に損害が生じたときは、乙はこれにより生じた一切の損害(直接損害のみならず間接損害のほか、弁護士費用等を含む。)を賠償する責任を負います。 2. 甲が乙ないし第三者による不正利用及び紛失を確認した場合には、乙及び第三者は、甲に対し、連帯してマシン買取費用を支払う責任を負います。なお、マシン買取費用を超える損害(直接損害、間接損害のほか、弁護士費用及び調費用等を含む。)(が生じた場合には、甲は、乙及び第三者にし、別途損害賠償を請求することを妨げられません。	第10条1項 マシンレンタル利用規約第10条1項の削除を求めます。	マシンレンタル利用規約第4条3項と同じ。	第10条 違約金及び損害賠償について、下記のとおり修正します。 1. 乙が本規約の各条項に反したことにより、甲及び第三者に損害が生じたときは、乙はこれにより生じた一切の損害を賠償する責任を負います。 2. 甲が乙ないし第三者による不正利用及び紛失を確認した場合には、乙及び第三者は、甲に対し、連帯してマシン買取費用を支払う責任を負います。なお、マシン買取費用を超える損害(直接損害、間接損害のほか、弁護士費用及び調費用等を含む。)が生じた場合には、甲は、乙及び第三者に対し、別途損害賠償を請求することを妨げられません。
要請事項②	第5条 本件機械一式の異常・不良等 1. 甲は、本件機械一式に初期不良もしくは不具合があったときは、これを交換するものとします。 2. 甲による本条第1項の交換期間中に乙および第三者に生じた損害については、甲はこれを賠償する責任を負わないものとします。 3. 乙は、甲が本条第1項の交換中、本件機械一式を使用できないとしても、会費の減額請求等はできないものとします。 4. 第1条第1項マシンが対象機種である場合で、メーカーの生産中止等により修理ができない場合、乙は甲に対し、他の象機種への交換、または、マシンレンタルの解約を請求することができるものとします。 5. 乙は、本件機械一式に異常があると認められるときは、本件機械一式の使用を直ちに中止し、甲に報告するものとします。	第5条3項 本件機械一式を使用できない期間については会費の減額請求を認めるべき。	本条項は、本件機械一式に初期不良もしくは不具合があったときの交換対応中の会費の減額請求等を制限するものです。 交換対応が本件機械一式の初期不良もしくは不具合に基づくものであれば、会員に帰責事由がないことから、交換対応中は貴社が本件機械一式のレンタルにつき、債務の履行ができていないこととなります。 そのため、貴社において、交換対応中の会費につき減額に応じるべきであると考えます。	第5条 本件機械一式の異常・不良等3項について、下記のとおり修正します。 3. 乙は、甲が本条第1項の交換中、本件機械一式を使用できないとき、本件機械一式が使用できない日数相当分の会費(日割り計算)が減額されるものとします。
要請事項	第14条 店頭プランとの関係について マシンレンタルが終了、無効、取消しとなった場合であっても、店頭プランに関する契約には影響せず、同プランは完全に効力を有するものとします。	第14条 セルフエステの店頭利用プランであることを明記することを要請します。	「店頭プラン」と記載すると、マシンレンタル契約についての店頭プランがあるかのように会員の誤解を生じさせてしまうおそれがありますので、仮に本条項を置くのであれば、セルフエステの店頭利用プランであることを明記することを要請します。	第14条 店頭プランとの関係について、削除します。

3. VICTORIA SELFESTE マシン利用規約(マシン利用同意書)

	規約	消費者機構日本からの「申入れ・要請」		VICTORIA編からの回答
		申入れ・要請の趣旨	申入れ・要請の理由	
申入れ事項⑯	◆使用前・使用中の注意事項 ・万が一マシンの故障であっても火傷や皮膚トラブルなどの事故が発生した場合は、当社は一切責任をおとりできません。	使用前・使用中の注意事項のうち、左記下線部分の削除を求めます。	貴社に故意過失がある場合の全部免責条項であるため、消費者契約法8条1項1号又は3号に抵触します。	◆使用前・使用中の注意事項について、下記のとおり修正します。 使用方法に問題があった場合の火傷・皮膚トラブルなどの事故が発生した場合には、当社は一切責任を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合には、当社がその損害に関する全責任を負うものとし、当社の過失(重大な過失を除く)により損害が生じた場合には、直接かつ現実に生じた通常の損害(逸失利益・間接利益を除く)に限り2か月分の利用料を上限として当社が責任を負うものとします。
申入れ事項⑰	◆その他注意事項 ・貴重品はご自身で管理してください。盗難、紛失があった場合当サロンでは一切責任を負いません。 以上の注意を守らずにマシンを使用してトリートメントを行い、皮膚などのトラブルや当社で各種事故が発生した場合には、当社は一切責任をおとりできません。また、今後、当社が取扱うすべてのマシンについて、使い方ファイルやiPadに記載された使用上の注意を守らずに事故が起こった場合も当社は一切責任をおとりできません。	その他注意事項のうち、盗難、紛失があった場合に一切責任を負わない旨の規定につき削除を求めます。	貴社に故意過失がある場合の全部免責条項であるため、消費者契約法8条1項1号又は3号に抵触します。	◆その他注意事項について、下記のとおり修正します。 ・貴重品はご自身で管理してください。 ・当社が取扱うすべてのマシンについて使い方ファイルやiPadに記載された使用上の注意を守ってご使用ください。 ・以上の注意を守らずにマシンを使用してトリートメントを行い、皮膚などのトラブルや当社で各種事故が発生した場合、当社は一切責任を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合には、当社がその損害に関する全責任を負うものとし、当社の過失(重大な過失を除く)により損害が生じた場合には、直接かつ現実に生じた通常の損害(逸失利益・間接利益を除く)に限り2か月分の利用料を上限として当社が責任を負うものとします。